

地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度構築を 求める意見書

平成30年7月25日「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、令和元年7月に一部施行、令和2年4月から全面施行された。

改正健康増進法の趣旨は、一定のルールの下で、禁煙すべき場所や喫煙できる場所の特定を行うことにより、「望まない受動喫煙」を防止することであり、いわゆる「分煙」を進めるものと理解している。

そのような中、たばこ業界を取り巻く環境は、複数年にわたる、たばこ税の増税、受動喫煙防止対策による改正健康増進法の段階的施行など、喫煙規制強化の動きの拡大により、非常に厳しい現状にある。

また、公共施設や飲食店等において、改正健康増進法により、喫煙場所整備の財政的負担は大きく、喫煙場所の撤去・縮小が進むなど、かえってポイ捨てやルールを守らない喫煙の加速度的な増加が危惧されている。

一方、地方たばこ税は、地方自治体の貴重な財源となっており、当町の令和元年度のたばこ税収入は約1億3千万円である。

しかし、地方たばこ税は、あくまでも一般財源であり、その用途は地方自治体の裁量に委ねられていることから、確実な分煙環境の整備を図るためにも、全国的な制度の構築が必要である。

よって、国においては、喫煙者が望まない受動喫煙をさせないためにも、地方たばこ税を分煙社会の実現、望まない受動喫煙防止を目的とした、分煙環境整備として活用できる制度の整備を強く要望するものである。

記

1. 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度の構築を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	武田良太	殿
厚生労働大臣	田村憲久	殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 高橋英俊